

蒲郡バドミントン協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、蒲郡バドミントン協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、蒲郡市スポーツ協会事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、蒲郡市スポーツ協会に所属し、蒲郡市におけるバドミントンの普及、振興に努め、市民の健全なる精神の育成と体力の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)各種競技会練習会の開催
- (2)市内におけるバドミントン競技の普及、指導
- (3)蒲郡市スポーツ協会の実施する各事業への協力
- (4)その他本会の目的達成に必要な事業の実施

第2章 組織及び役員

(組 織)

第5条 本会は、次条の会員を以て組織する。

(会 員)

第6条 会員は、本会の趣旨に賛同するもので、蒲郡市に在住、在勤もしくは在学する個人、市外在住者で役員会が認めた個人、又は蒲郡市に事業所を有する会社等において10人以上で組織する団体とする。

2 会員は、第20条の会費を納付することによって、本会に登録される。

(役 員)

第7条 本会は、第4条の事業を実施するため次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
理 事 長 (蒲郡市スポーツ協会派遣)	1名
書 記	1名
会 計	1名
理 事	20名以内
監 事	2名

(名誉会長及び名誉副会長)

第7条の2 本会に名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長の職にあった者で、多年にわたり本会の発展に貢献した者の内から理事会が推挙し、総会で決定する。

3 名誉副会長は、本会の副会長の職にあった者で、多年にわたり本会の発展に貢献したものの内から理事会が推挙し、総会で決定する。

(会 長)

第8条 会長は、理事会の推薦により、総会の承認を得て決定する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事会の推薦により、総会の承認を得て決定する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(理事長)

第10条 理事長は、理事の互選により、総会の承認を得て決定する。

2 理事長は、理事を代表し、総会及び理事会で決定された事进行处理する。

3 理事長は、蒲郡市スポーツ協会の幹事を務める。

(書 記)

第10条の2 書記は、理事の互選により、総会の承認を得て決定する。

2 書記は、理事長を補佐し、本会の庶務に関する事进行处理する。

(会 計)

第10条の3 会計は、理事の互選により、総会の承認を得て決定する。

2 会計は、本会の経理に関する事进行处理する。

(理 事)

第11条 理事は、別に定める推薦基準に基づき、会員の推薦により、総会で決定する。

2 理事は、会務の執行を補佐する。

(監 事)

第12条 監事は、理事会の推薦により、総会の承認を得て決定する。

2 監事は、本会の経理を監査する。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても、次期の役員が決定されるまではその職務を遂行するものとする。

第3章 総 会

(総 会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関で会員を以て組織し、毎年4月に会長がこれを招集する。

ただし、次の場合は、臨時にこれを招集しなければならない。

(1)会員の3分の1以上の請求があったとき。

(2)会長が特に必要と認めたとき。

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を以て出席に代えることができる。

3 総会に議長を置き、議長は、理事長を以て充てる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会に付議すべき事項)

第15条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1)会則の制定及び改廃
- (2)予算及び決算
- (3)役員承認決定
- (4)協会運営の基本的事項
- (5)その他特に重要な事項

第4章 理事会

(理事会)

第16条 理事会は、本会の執行機関で、理事長、副会長、書記、会計及び理事を以て組織する。

- 2 理事会は、理事長が随時招集し、総会で議決した事項及び日常の会務について審理する。
- 3 理事会は、会員全体の利益を追求し、誠実に職務を執行しなければならない。

(会長の承認)

第17条 理事長は、理事会で決定した事項について、会長の承認を受けなければならない。

(部会)

第17条の2 理事会に次の部会を置くことができる。

- (1)競技部
- (2)普及部

- 2 競技部及び普及部に所属する理事は、理事長が決定する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する理事の互選で決定する。

(部会の職務)

第17条の3 部会の職務は次の通りとする。

- (1)競技部は、各種競技会の企画立案及び運営を行う。
- (2)普及部は、練習会及び教室等の企画立案及び運営並びに新規会員の募集を行う。

(幹事)

第17条の4 部会の職務を補佐するため、部会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、団体会員に所属する者を以て充てる。
- 3 幹事の定数は、理事会で決定する。

第5章 経費及び会計年度

(経費)

第18条 本会の経費は、次に掲げるものを以て支弁する。

- (1)会費 (2)交付金 (3)寄付金 (4)その他

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わる。

第6章 会 費

(会 費)

第20条 会員は、次の区分により会費を納付しなければならない。

(1)個人会員 年額4,800円(小学生以下は半額)

(2)団体会員 年額36,000円に15人を超える1人につき1,200円を加算した額

第7章 雑 則

(委 任)

第21条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月23日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成5年4月21日から施行する。

2 平成5年度に任期が始まる理事は、改正後の会則第11条第1項の規定にかかわらず、平成4年度の理事会が推薦する。

附 則

この会則は、平成7年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月27日から施行する。